

**小諸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスC実施業務委託  
プロポーザル実施要領**

**1 一般事項**

- (1) 業務名  
小諸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスC実施業務
- (2) 業務目的  
別紙「小諸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスC実施業務委託基本仕様書」のとおり。
- (3) 業務概要  
小諸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年小諸市告示第102号）に基づき、小諸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスC実施業務を行う。
- (4) 契約期間  
契約の日から平成31年3月15日
- (5) 業務委託料上限額  
一人一回あたり4,000円（送迎及び利用者自己負担額を含む）
- (6) 担当部課  
〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号  
小諸市役所 民生部 高齢福祉課（庁舎1階）  
TEL：0267-22-1700  
FAX：0267-22-8900  
E-MAIL：koreika@city.komoro.nagano.jp

**2 参加資格に関する事項**

次の（1）から（8）のすべてに該当するものとする。

- (1) 平成30年4月1日において、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条又は第8条の2に規定する事業を小諸市内で1年以上実施している法人であること。
- (2) 本事業開始時において、本事業の実施に必要な場所を市内に確保できること。（所有の有無は問わないが、履行期間中に使用の支障がないこと。）
- (3) 高齢者の支援に必要な知識、技術を有していること。
- (4) 本市の高齢者の状況及び施策を十分に把握していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 小諸市暴力団排除条例（平成23年小諸市条例第28号）第6条に基づく措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申立てがされていない者とみなす。

- (8) プロポーザル参加申請書の提出期限から受託候補者の決定の日までに、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 12 年小諸市告示第 32 号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (9) 地方税及び国税のいずれも滞納が無いこと。

### 3 実施に係る日程

日程	内容
平成 30 年 5 月 21 日～6 月 4 日	参加申請書受付
平成 30 年 5 月 21 日～6 月 4 日	質問受付
平成 30 年 6 月 8 日	参加資格審査結果通知（発送）
平成 30 年 6 月 14 日	質問回答
平成 30 年 6 月 14 日～25 日	提案書受付
平成 30 年 7 月 11 日	ヒアリング審査（プレゼンテーション）
平成 30 年 7 月 20 日	選定結果の通知
平成 30 年 7 月 30 日	契約締結

### 4 参加手続き等

※以下各号における提出書類については、別紙「小諸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス C 実施業務関係書類一覧表」の内容をふまえること

#### (1) 参加申請等の提出

##### ①提出期間

上記 3 表中のとおり（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。）

##### ②提出場所

上記 1 - (6) のとおり

##### ③提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

##### ④提出書類

ア プロポーザル参加申請書（様式 1）

イ 誓約書（様式 2）

ウ 経歴書（様式 5）

エ 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書

オ 納税証明書

⑤提出部数

1部

(2) 質問の受付及び回答

①受付期間

上記3表中のとおり（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）

②提出場所

上記1-(6)のとおり

③提出方法

Eメールにより提出すること。FAX、電話又は口頭等での質問は受け付けない。また、質問事項は簡潔に記入し、記入欄が不足する場合は用紙を追加すること。

④提出書類

質問票（様式4）

⑤回答日時

上記3表中のとおり

⑥回答方法

市ホームページへ掲載

(3) 提案書類等の提出

①提出期間

上記3表中のとおり

②提出場所

上記1-(6)のとおり

③提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

④提出書類

ア 提案書（様式3）及び提案内容（任意様式）

イ 事業予定地位置図、配置図（任意様式）

ウ 所有者同意書（任意様式）※自己所有でない施設である場合

エ 事業概算見積書（任意様式）

⑤提出部数

10部

⑥その他

提案内容は提案者を特定することができる内容は記入しないこと。また、提出書類

はまとめて左上でホチキス留めをして提出すること。

## 5 ヒアリング審査（プレゼンテーション）

### (1) 実施日

上記3表中のとおり（時間は別途通知する。）

### (2) 実施場所

小諸市役所3階 第1会議室

### (3) 選考方法

- ①提出書類による事前審査及びヒアリング審査により、各審査委員の判定に基づく別添評価項目の評価点の合計点数が最も高かった事業者を受託候補者として選考する。なお、評価項目の合計点数の最も高い事業者が複数あった場合には、選定委員の多数決によって受託候補者を決定する。
- ②ヒアリング審査に出席しない場合は失格とする。ただし、交通事情等不可抗力による場合はこの限りでない。
- ③提案者が1者の場合、ヒアリング審査を実施のうえ、評価点の合計点数が過半数を超える場合に受託候補者とする。

### (4) 実施方法

- ①ヒアリング審査におけるプレゼンテーションは1者40分以内とし、引き続き概ね20分以内で、選考委員会及び事務局による提案者への質疑を実施する。
- ②プレゼンテーションに使用するパソコン及びレーザーポインタ等は、参加者自身が用意すること。なお、プロジェクター（HDMI（タイプA）又はVGA（D-sub 15）端子が接続できるもの）及びスクリーンは事務局においても用意する。
- ③プレゼンテーションは、提出した提案書の内容とし、マイクロソフト社製のパワーポイントを活用して説明すること。
- ④プレゼンテーションにおいて、提出した提案書等の内容以外を用いて説明を行なった場合又は虚偽の記載をした者は、失格とする。

### (5) 参加人数

1者3名以内とする

### (6) 選考結果

#### ①回答日時

上記3表中のとおり

#### ②回答方法

提案者に書面で通知するとともに、受託候補者を市ホームページへ掲載する。

#### ③その他

選考等に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切受け付けない。

## 6 契約

- (1) 受託候補者と市が協議し、提案書による内容を基本として小諸市契約規則に従い契約を締結する。

## 7 その他

- (1) プロポーザル参加に係る費用の一切は、参加者が負担するものとする。
- (2) 受託候補者の提案書等は、市が改変等を行い、一般に公開できるものとする。
- (3) 提出期限日以降における書類の差替え又は再提出は認めない。また、提出された資料は返却しないものとする。
- (4) 今後の社会情勢その他理由により、事業計画等の変更又は中止をする場合であっても、市は参加者等に対し一切の責任を負わないものとする。
- (5) 受託候補者は、平成 29・30 年度の入札参加資格者名簿に登録がない場合は、契約締結前までに、物品等入札（見積）参加資格審査申請関係書類を提出すること。
- (6) 次のいずれかに該当すると市が判断した者は失格とする。
  - ①参加資格を満たさない者が提出した場合
  - ②提出書類に虚偽の記載がある場合
  - ③提出書類が条件等に適合しない場合
  - ④選考委員会又は関係者に直接、間接を問わず、本事業に対する助言や連絡を求めること、又は不正な接触などを行なった場合
  - ⑤選考の公平さに影響を与える行為が見られた場合